

第 59 号議案

知事の権限に属する事務の補助執行の終了について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、滋賀県知事から協議のあった教育次長が補助執行している次の事務の終了について、異議はない。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

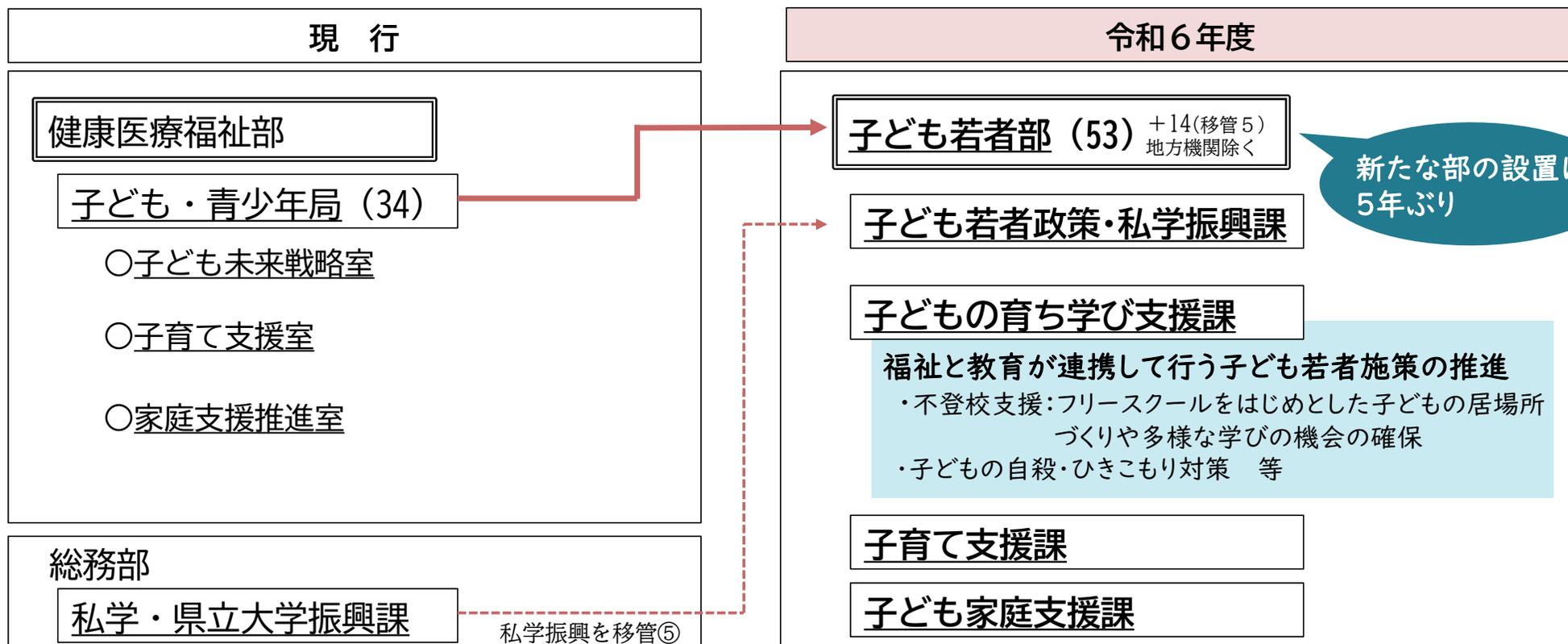
-
- 1 補助執行の事務
総合教育会議に関すること。
 - 2 補助執行の終了時期
令和 6 年 3 月 31 日

「子ども若者部」を設置 ▶ 子ども施策を一層推進するための体制強化

令和6年(2024年)3月22日
3月定例教育委員会
第59号議案関係資料

○子どもを真ん中に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀の実現に向け、庁内の司令塔として、関係部局とも連携の上、子ども若者施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的・効率的に推進するため、新たに「子ども若者部」を設置しようとするもの*です。

*:改正条例案を県議会令和6年2月定例会議に提案します。



「令和6年度滋賀県当初予算案および組織改編案」公表資料より